

令和6年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和6年3月12日（火曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第2号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第3号 諸般の報告について
- 第 5 議会報告第4号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 6 報告第 1号 町長専決処分の報告について
- 第 7 議案第 4号 町長専決処分について（令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号））
- 第 8 議案第 5号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）について
- 第 9 議案第 6号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案第 7号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第11 議案第 8号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第 9号 令和5年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第10号 令和5年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第11号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第12号 出雲崎町犯罪被害者等支援条例制定について
- 第16 議案第13号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第14号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 第18 議案第15号 出雲崎町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第16号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第17号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例制定について
- 第21 議案第18号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例を廃止する条例制定について
- 第22 議案第19号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第20号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

- 第24 議案第21号 出雲崎町林産物等販売所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第22号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議案第23号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について
- 第27 議案第24号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第28 議案第25号 指定管理者の指定について（小木ノ城休憩所）
- 第29 議案第26号 令和6年度出雲崎町一般会計予算について
- 第30 議案第27号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第31 議案第28号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第32 議案第29号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第33 議案第30号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第34 議案第31号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について
- 第35 議案第32号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計予算について
- 第36 議案第33号 教育委員会教育長の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林玲子	2番	高橋速円
3番	中野勝正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
7番	中田孝信	8番	島明日香
9番	加藤修三	10番	三輪正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	仙海直樹
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
総務課長	大矢正人
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	金泉修一
産業観光課長	矢島則幸
建設課長	小崎一博
教育課長	内藤良治
町民課参事	棚橋まゆみ
建設課参事	寺尾勉
教育課参事	吉岡育子
代表監査委員	関川嘉夫

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	山田祥汰

◎開会及び開議の宣告

○議長（三輪 正） ただいまから令和6年第2回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（三輪 正） 議会運営委員長から、去る2月20日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（三輪 正） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三輪 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、石川豊議員及び7番、中田孝信議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三輪 正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの8日間に決定しました。

◎議会報告第2号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（三輪 正） 日程第3、議会報告第2号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第3号 諸般の報告について

○議長（三輪 正） 日程第4、議会報告第3号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。

次に、新潟県町村議会議長会第75回定期総会について、お手元に配りましたとおりの報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第4号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（三輪 正） 日程第5、議会報告第4号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

議会運営委員長、5番、宮下孝幸議員。

○議会運営委員長（宮下孝幸） 議会運営委員会閉会中の継続調査報告をいたします。

令和5年9月22日の本会議の議決に基づく当委員会の閉会中の継続調査結果について、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告をいたします。

去る令和5年11月14日に、議長より次の2件の事項につき、諮問がなされました。1番、議員の成り手不足対策として、報酬の見直しなどと新任議員の教育検討、2番、常任委員会の活性化と全員協議会の見直し検討、以上2件、当委員会に諮問されました件につき、2回にわたり会議を開き、慎重審査をいたしました。その調査経過並びに結果が出ましたので、ご報告をいたします。

まずもって、第1回目の会議は、令和5年12月22日に開催をいたし、審査いたしました。①の新任議員の教育に関する諮問では、新任議員教育は特に教育係を設けず、新任議員からの求めに応じ行うものとする。

同①番、議員報酬の見直しと②の常任委員会の活性化並びに全員協議会の見直しに関する諮問では、委員以外の意見を聴取し、次回の委員会で継続して審査することとし、1回目の会議を終えました。

次に、第2回目の会議は、令和6年1月23日に開催をいたし、審査いたしました。全議員より聴取いたしました意見を踏まえ、慎重審査の結果、議員報酬を月額25万円とすることとし、答申をする。

②、諮問については、現議員の任期内において全議員で協議を図っていくこととする。以上、2項を当委員会の審査結果として議長に答申をいたしました。

また、①の諮問では、審査の過程で、少数意見として議員報酬を20万9,000円とするとの意見もあり、②の諮問では、常任委員会の活性化と全員協議会の見直し検討は、次期当選議員の判断としてはとの意見もあったことを参考までに申し添え、閉会中の継続調査報告といたします。

○議長（三輪 正） 以上で閉会中の継続調査について委員長報告を終わります。

◎報告第1号 町長専決処分の報告について

○議長（三輪 正） 日程第6、報告第1号 町長専決処分の報告について、お手元の議件集のとおり報告がありました。

以上で町長専決処分の報告を終わります。

◎議案第4号 町長専決処分について（令和5年度出雲崎町一般会計補正予算
（第11号））

○議長（三輪 正） 日程第7、議案第4号 町長専決処分について（令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第11号））についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、能登半島地震により文教施設が被災したため、文教施設の修繕料及び災害復旧工事費を計上する必要が生じたので、本年2月22日に専決処分をしたものであります。

補正の内容は、歳入予算では、財政調整基金の繰入金を追加いたしました。

歳出予算では、14款災害復旧費において施設修繕料、災害復旧工事費を計上いたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

予算書（第11号）、348、349ページをお開きいただきたいと思います。14款災害復旧費、1項1目公立学校施設災害復旧費、こちら1月1日に発生しました能登半島地震で被災しました小学校及び中学校の修繕料、それから工事請負費などを計上させていただきました。小学校につきましては、外壁クラックの補修、中学校は高架水槽への送水管の漏水修理、それから体育館のトイレの漏水修理、それから機械室、調理室、被服室、理科室、第2相談室の内壁の補修工事となります。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。346、347ページでございます。20款繰入金、1項1目基金繰入金、財政調整基金へ繰入れを追加いたしました。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 説明の中で、今あったように、歳入のほうでは基金繰入金を入れたということでございます。これはそれなりにいいわけでございますが、私はこの災害復旧においては、国のほうの補助金みたいなものがあるのかないのか、その辺の中で対応されたのかどうか聞かせてください。

○議長（三輪 正） 教育課長。

○教育課長（内藤良治） 今の中野議員さんの件でございます。文教災の災害復旧事業費につきまして、国の補助に当たる部分につきましては事業費ベースで40万円以上の修繕工事が対象となります。今回中学校の施設修繕の関係、それから14節工事請負費、中学校の壁面のクラック補修、これにつきましては国の災害復旧事業に該当させ、補助金をいただくということで、今対応、所要の手続の下で工事のほうの手続を含めて進めておるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三輪 正） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

◎議案第5号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）について

○議長（三輪 正） 日程第8、議案第5号 令和5年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

令和5年度の当初予算は34億3,000万円でスタートいたしましたが、年度途中11回の補正により、3億3,600万円余りの予算を追加してまいりました。

このたびの補正予算は年度末を迎えての事業完了、または精算見込みによる減額とともに、今後の財政需要を見通し、目的基金の積み増しを行っております。また、国の補正予算に伴い、配分された事業費等を追加しております。

初めに、歳入歳出予算についてご説明をいたします。歳出予算に計上いたしました主なものを申し上げます。2款総務費、1項5目財産管理費では、後年度の公共施設の維持修繕に充てるため、公共施設維持補修基金を積立てしております。

14目減債基金費では、後年度の起債償還額の平準化をする財源に充てるため、減債基金への積立金を計上いたしました。

16目物価高騰対応重点支援給付金事業費では、各種給付金を計上いたしました。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、戸籍総合システム改修委託料を追加いたしました。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費では、12月に寄附をいただいた額を社会福祉基金に積立てをいたしました。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、小木之城保育園保育実施委託料と出雲崎こども園施設型給付費を追加いたしました。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費では、子どもの医療費助成を追加いたしました。

6款農林水産業費、2項2目林業振興費では、事業実施に伴う町民有林造林事業補助金を追加いたしました。

7款商工費、1項5目天領の里管理費では、運営基金を積立ていたしました。

10款教育費、1項3目教育振興費では、奨学金貸与基金への繰出金を追加いたしました。

一方、歳入予算につきましては、国の補正予算並びに各種事業の完了または精算見込額に基づき、所要の補正をいたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ3,402万4,000円を減額し、総額を37億3,276万7,000円とするものであります。

第2表、繰越明許費につきましては、物価高騰対応重点支援給付金事業のほか、国の補正予算により実施する事業等につきまして、翌年度に繰り越して実施できるようお願いするものでございます。

第3表、地方債の補正につきましては、各種事業の実施見込額により、それぞれ起債限度額を変更いたしました。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書（第12号）の368、369ページからお願いいたします。歳出予算から説明させていただきます。2款総務費、1項5目財産管理費、各節の減額につきましては、実績または精算見込みによる減額となります。24節積立金、公共施設維持補修基金積立でございます。これによりまして令和5年度末基金の残高は2億3,186万7,000円となります。

7目企画費、こちらも各節の減額につきましては、実績または精算見込みによる減でございます。24節積立金、ふるさと出雲崎応援基金積立減、ふるさと納税の寄附額の減によるものでございます。2月末現在の申込み311件、寄附額が1,569万5,000円となっております。

8目地域おこし協力隊活動費でございます。こちらにつきましては12月採用となったため、8か月分の減額ということでございます。

370ページ、371ページをお願いいたします。一番上、14目減債基金費、24節積立金でございます。減債基金の令和5年度末残高が1億2,000万5,000円となります。

16目物価高騰対応重点支援給付金事業費、こちらは令和6年度に新たに対象となる方への給付金となります。補足説明資料2ページ、3ページを参考としていただきたいと思います。

372、373ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費の24節積立金、こちらは12月に寄附をいただいた方から福祉関係に役立てていただきたいという要望がございまして、社会福祉基金に積立てをさせていただいて、後年度に有効利用させていただきたいと思っております。

2目から9目までの減額につきましては、実績、または精算見込みによる減ということでございます。

下のほう、2項児童福祉費、2目児童措置費の12節委託料、小木之城保育園保育実施委託料追加、それから次のページに行きまして、一番上、19節扶助費の出雲崎こども園施設型給付費追加、こちら2つにつきましては人事院勧告に伴う公定価格の増によるものでございます。そのほか、18節負担金補助及び交付金につきましては、精算見込みによる減ということでございます。

6目子育て支援費、7節報償費、町幸せを運ぶコウノトリ祝金減でございます。こちら実績見込みによる減額となります。出産祝金のみの方が8名、準備金、祝金両方の方が5名、準備金のみの方が1名ということの実績となっております。

下のほうで4款衛生費、1項保健衛生費の1目保健衛生総務費、19節扶助費の子どもの医療費助成追加、執行見込みによる増額となっております。

続きまして、376、377ページをお開きください。2目予防費から7目新型コロナウイルスワクチン接種対策費、こちらにつきましては実績、または精算見込みによる減ということでございます。

めくっていただきまして、378、379ページをお願いします。6款農林水産業費の3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、町鳥獣被害防止対策協議会負担金追加ということで、イノシシの捕獲報償金の追加ということでございます。予算額50頭に対しまして既に51頭捕獲済みということだそ

うでございます。その下のほうで、県営中山間地総合整備事業負担金（八手地区）追加、こちら国の補正関係のものでございます。

それから、2項林業費、2目林業振興費、18節負担金補助及び交付金、町民有林造林事業補助金追加でございます。これは中山地区の再造林、滝谷、稲川地区の間伐の増加などによるものでございます。

1枚めくっていただきまして380、381ページです。7款商工費、1項5目天領の里管理費の24節積立金、天領の里事業運営基金積立でございます。基金の令和5年度末残高としましては1億251万2,000円となる予定でございます。

1枚めくっていただきまして、382、383ページです。10款教育費、1項3目教育振興費、27節繰出金、奨学金貸与基金繰出金追加でございます。今年度に必要な額を繰り出しました。12月に寄附いただいた額を含んでおります。補足説明資料3ページを参考としていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、384、385ページ、こちら4項6目良寛記念館管理費の24節積立金、良寛記念館運営基金積立でございます。基金の令和5年度末残高としましては1,378万9,000円となる予定でございます。

続きまして、歳入予算をお願いします。360、361ページをお開きください。1款町税、こちら実績見込みにより、増額または減額をしております。

7款地方消費税交付金、こちらは交付決定いただいた額に合わせて減額をさせていただきました。

14款分担金及び負担金、16款国庫支出金、17款県支出金、こちらにつきましては、交付決定または事業執行に伴う実績額並びに国の補正予算に伴う補正ということでお願いします。

364、365ページのほうをお願いいたします。19款寄附金、1項寄附金の2目ふるさと納税寄附金、こちら実績見込みに伴い減額をさせていただきました。

3目教育費寄附金、4目民生費寄附金、こちら12月に2,000万円の寄附をいただきまして、いただいた方の要望によりまして、それぞれに振り分けをさせていただきました。

20款繰入金、1項1目基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、こちらは全額戻入れをしまして、今年度の取崩し額をゼロとさせていただきました。これによりまして財政調整基金、令和5年度末の残高が22億1,271万5,000円となる予定でございます。森林環境基金繰入金につきましては、民有林造林事業に充当をさせていただきました。

下のほう、22款諸収入の5項5目雑入でございます。市町村振興宝くじ市町村交付金追加ということで、こちらは交付決定いただいた額に合わせて追加をさせていただきました。

それから、その次、23款町債、これは各種事業の実績額に基づきまして所要の額を補正をさせていただきました。

戻っていただきまして、355ページから357ページ、こちら第2表の繰越明許費並びに第3表、地方債の補正につきましては、町長の説明のとおりということでお願いいたします。

私からは以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

9番、加藤議員。

○9番（加藤修三） 3款民生費、373ページ、この中での委託料があるのですが、緊急通報体制等整備事業委託料、これは減額50万円というふうにあるのですが、この減額という内容についてちょっとお聞かせください。

○議長（三輪 正） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 緊急通報体制等整備事業委託料の50万円の減額です。こちらにつきましては、当初予算の段階では平均80件の台数を見込んでおりましたが、今後の見込みとして平均大体65件分になりましたので、その分の減額をさせていただきました。

以上です。

○議長（三輪 正） 9番、加藤議員。

○9番（加藤修三） 今ここで詳細を言うわけではないのですが、この緊急体制の形なのですが、これは今固定電話での対応という形だけになっていると思うのですが、これ今80件を予想していた中で大体65件ぐらいという体制になっているのですが、こういう固定電話もだんだんなくなってきている中で、このまんま、では減ってきたからいいわというのがいいのかどうか。高齢化率も45%になっている中で、逆にいえば増えていってもいいのかなと思うような感じがあるのですが、この辺も再度考慮していただけるような体制を取っていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） 371ページ、12節委託料、戸籍総合システム（戸籍情報）改修委託料追加ということであると、ちょっと教えていただきたいのですが、もっと前からというか、ここへ来なくても分かる、当初の中での見込みとしてきちんと読み込めていたのではないかという素朴な疑問なのですが、その辺ちょっと説明いただきたい。

○議長（三輪 正） 町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 戸籍総合システム（戸籍情報）改修委託料の関係でございます。こちら今高橋議員のほうから、あらかじめ分かっているのではないかというようなご指摘なのですけれども、この改修につきまして、国のほうから順次改修内容が出てまいります。それで、当初のせられなかったもの、そして今回また新たに出てきたものというところでございまして、今回この戸籍総合システムの改修、既設の予算も含めまして繰越しのほうに全部計上させていただいております。この予算につきましても補正をしていただいた後は繰り越して令和6年度に事業を行うという形になる

のですが、なぜ繰越しとなったかというところがございます。まずもって国のほうからシステム改修の仕様書が示されていないというところがございます、こちらそれで、この予算についても6年度予算ではなくて5年度予算に計上するよという法務省からの指示がございます。そういった関係で今回上げさせていただきましたが、事業としては全て令和6年度に行うというものでございます。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（三輪 正） 日程第9、議案第6号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第6号、国保特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の決算見込みに基づき、2款保険給付費に150万円を追加し、5款基金積立金に490万1,000円を追加して国保財政調整基金に積立てをし、4款保健事業費を減額いたしました。

歳入予算では、決算見込みに基づき、1款国民健康保険税を減額し、6款県支出金に522万4,000円を追加いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ486万1,000円を追加し、予算総額を5億2,038万円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の253ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、決算見込みにより、1項1目一般被保険者療養給付費を80万円、2項1目一般被保険者高額療養費を120万円増額した一方、1項3目一般被保険者療養費を50万円減額いたしました。

4款保健事業費につきましては、特定健康診査委託料及び人間ドック検診委託料を受診者が当初の見込みより減ったため減額しております。

5款基金積立金では、国保財政調整基金に490万1,000円を積み立てるものであり、これによりまして同基金の年度末残高は1億3,960万9,000円となる見込みです。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて

○議長（三輪 正） 日程第10、議案第7号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第7号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の決算見込みに基づき、2款保険給付費を750万円、4款地域支援事業費を140万円減額いたしました。

歳入予算では、決算見込みに基づき、3款国庫支出金、5款県支出金を増額し、4款支払基金交付金、7款繰入金を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出予算からそれぞれ890万円を減額し、予算総額を7億619万円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の265ページをお願いいたします。2款保険給付費では、決算見込みにより、1項1目介護サービス給付費を800万円減額した一方、4項1目高額介護サービス等費を50万円増額しております。

267ページのほうをお願いいたします。4款地域支援事業費では、2項1目包括的支援事業委託料の人件費分として140万円を減額しております。

次に、歳入の263ページをお願いいたします。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金を600万円減額し、これによりまして同基金の年度末残高は1億3,456万9,000円となる見込みです。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（三輪 正） 日程第11、議案第8号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

令和5年度の簡水特会では、神条地区、尼瀬地区の老朽管更新工事を実施しております。このたびの補正予算は、管路工事に伴う予算を精算見込みにより減額をいたしました。このほか、年度末を迎え、歳入予算の計数整理を行っております。

これらによりまして、歳入予算からそれぞれ補正額199万9,000円を減額し、予算総額を1億9,611万6,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、281ページをお願いいたします。委託料です。神条地区、尼瀬地区の配水管布設替え工事の設計業務ですが、精算によります減額でございます。工事請負費の配水管移設工事（県補償分）は、中学校の下で工事しております仮設道路内に配水管を布設いたしました。精算により減額いたします。管路工事の減額は、神条地区の管路更新工事の精算によるものでございます。

279ページをお願いいたします。説明欄の簡易水道加入金でございますが、当初4件分を見込んでございましたが、6件の実績でございます。2件分を追加いたしました。

水道使用料は、1月調定分までの金額を見まして、年度末までを見据えまして減額をいたしました。

運営準備基金の追加と一番下の簡易水道事業債の減額ですが、尼瀬地区配水管工事の財源としていた起債が、工事内容の大部分を占めておりました給水管には充てられないということでございましたので、起債を減額し、その財源として基金繰入金を追加いたしました。

雑入の県補償工事費の減額は、工事費の減額に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 令和5年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（三輪 正） 日程第12、議案第9号 令和5年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、監視警報システム更新工事費を精算により減額をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額170万円を減額し、予算総額を9,750万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、293ページをお願いいたします。工事請負費の減額は、町長説明のとおりでございます。

その下の説明欄の財源更正でございますが、起債利子の償還金の財源を一般会計繰入金から一般財源に組替えをしております。

291ページでございます。歳入でございます。一般会計繰入金を減額いたしました。前年度繰越金は数字を整理しております。監視警報システム工事の減額に伴いまして、農業集落排水事業債を減額しております。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 令和5年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

○議長（三輪 正） 日程第13、議案第10号 令和5年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明を申し上げます。

令和5年度の下水道特会では、久田浄化センターのストックマネジメント事業により、電気計装設備の更新を実施しております。

このたびの補正予算は、人事異動に伴う人件費の減額と久田浄化センターの電気計装設備工事の精算見込みにより減額いたしました。

なお、この工事については、電線の手配が難しく、年度内の完成が見込めなくなっていますので、第2表、繰越明許費により4,060万円を翌年度に明許繰り越しいたします。このほか年度末を迎え、各費目の計数整理を行っております。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額1,128万6,000円を減額し、予算総額を2億2,271万4,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出でございます。307ページをお願いいたします。10節需用費の減額につきましては、電気料でございます。12節委託料の下水道管渠清掃業務委託料、久田浄化センター電気計装設備更新工事設計業務委託料は精算による減額でございます。14節工事請負費につきましても精算による減額でございます。

歳入でございます。305ページをお願いいたします。社会資本整備総合交付金と一番下の公共下水道事業債の減額は、久田浄化センター電気計装設備更新工事の減額によるものでございます。一般会計繰入金を減額しまして、前年度繰越金は数字を整理いたしました。

298ページをお願いいたします。繰越明許費ですが、久田浄化センターストックマネジメント対策事業のうち工事費4,060万円を明許繰り越しさせていただきたいものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

号) について

○議長（三輪 正） 日程第14、議案第11号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

宅造会計では、昨年9月に第2期やまや団地9区画分の分譲を開始いたしました。当初4区画分の分譲を見込みましたが、現在7区画分の申込みがございます。3区画分の売払収入を追加いたしました。

これに伴い、歳出では一般会計繰出金を追加しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額1,169万7,000円を追加し、予算総額を2,859万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「補足説明はございません」の声あり〕

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 出雲崎町犯罪被害者等支援条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第15、議案第12号 出雲崎町犯罪被害者等支援条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めるものとなります。

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、被害からの軽減と早期回復を図るとともに、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

条例の条文を見ていただきたいと思います。第3条、こちらでは基本理念を書かせていただいております。

第4条で町の責務、第5条で町民等の責務、第6条で事業者の責務を定めております。

第7条で、総合的な支援を行う窓口を設置することになっております。窓口は、総務課財政係に設置をさせていただきます。

第8条、見舞金の支給につきましては、出雲崎町犯罪被害者等見舞金支給要綱を定め、令和5年4月1日に施行をしております。

第9条、第10条では、支援関係を明記しております。

第15条では、犯罪被害者の支援の理解を深めていただくための広報、啓発活動及び教育活動を明記しております。

条例の概要につきましては、定例会資料71ページをご覧くださいと思っております。

私からは以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、高桑議員。

○4番（高桑佳子） 今ほど具体的な内容のところ、相談窓口の件につきましては、総務課の財政

係というふうにお聞きいたしましたけれども、それはどういう過程において総務課財政係が窓口となることになったのか教えていただけますでしょうか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 犯罪被害者等だけではなくて、防犯の関係を総務課財政係でやっているという関係で、大きく防犯関係を担当している部署で窓口を担うということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三輪 正） 4番、高桑議員。

○4番（高桑佳子） 分かりました。いろんな災害関連というのは総務課でやっておられるので、そういうことなのかなとも思っていたのですけれども、犯罪被害者となると、ちょっと若干状況が異なるのではないかと思うのです。というのは、やはり犯罪に遭われた方というのは非常に心に傷を負っていらっしゃる。となると、普通のご相談ということはないでしょうが、お困り事のご相談を受ける窓口として、果たして総務課のほうでいいのか、もっと例えば保健福祉課なり、状況においては一等最初にそちらに相談がないとは言い切れませんが、もう少し広く検討されたほうが、具体策としては私、最初の受け口としてはいいのではないかなという疑問が生じたので、お話をさせていただきました。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） 今お話しいただきましたけども、これにつきましては、まずは警察のほうからこういうお話をいただきまして、県内で30市町村のうち既に15市町村でこの条例を制定されているということがございまして、警察の絡みもありまして、総務課のほうで一応窓口になっていると。なのでですけども、具体的には、その案件に基づきまして、庁内で必要な部署等に順次つないでいきたいということで、窓口として県から受けるのが総務課であって、そこからまた庁舎内でつないでいくということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） お尋ねします。

この議案書の中の第12条と第16条、要はお尋ねしたいのは、例えば12条でいうと、「一時的な利用に供する町営住宅の提供その他の必要な支援」、あるいは16条でいうと、2行目の「町の施策に反映させるよう努める」ということで、具体的なものが、これは答弁難しいと思うのですが、ある意味では抽象論なのです。だから、理念に掲げるのはいいのですが、そうなってくると、もしこういう事案が発生したときに一番問題になるのはスピードだと思うのです。スピード感がある形で講じていただかないと、幾らここで理想を掲げてあっても、あるいは条例を制定したとしても、お困りの方に対する具体的な手だてが全くできないという事例が出てくる可能性がある。その辺を町独自に条例をつくったらいいいんだではなくて、あるいはさっきの要綱を制定したからいいん

だというよりも、もっと具体的なところに、隔靴搔痒にならんようにするにはどういう手だてがいいのか、これは今具体的な答弁はできないと思うんだけど、その辺はやはり担当の財政なら財政係のほうで、もっと細かな指示を出していただけないかなと思うのですが、その辺の認識はいかがですか。

○議長（三輪 正） 総務課長。

○総務課長（大矢正人） うちの町のいいところは、非常に隣同士の課の連携が速いということと、あとスピード感を持って対応しているのは、これだけではなくて、いろいろな施策に関しても町長が即決してという形で今までも速かったと思うんで、こちらにつきましても今お話しいただきましたことを踏まえまして、スピード感を持って対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（三輪 正） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号は総務文教常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時34分）

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

◎議案第13号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

て

○議長（三輪 正） 日程第16、議案第13号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、令和6年度の国民健康保険事業を運営していく財源として、保険税の賦課額に関し、税率の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、基礎課税分と後期高齢者支援金課税分においては所得割、均等割、平等割の税率を、介護納付金課税分においては所得割と均等割の税率をそれぞれ引き下げるものであります。

なお、この改正案につきましては、去る3月7日の国民健康保険運営協議会で審議をされ、承認をいただいております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） それでは、補足説明をいたします。

改正の趣旨につきましては、提案理由のとおりでございます。

議会資料の73ページをお開きください。このたびの一部改正は、町国保会計の黒字決算が続き、基金残高が増加していることに加え、保険事業費納付金の減少が見込まれ、被保険者数の減少による収入減を加味しても安定的な財政運営の見通しが立ったことにより、加入者の税負担を緩和するため、税率を引き下げるものです。

改正の内容は記載の表をご覧ください。まず、基礎課税分、いわゆる医療分については、被保険者数や課税所得などを見込んで試算し、所得割を現行の8.7%から8.4%に、1人当たりの均等割を2万5,300円から2万5,000円に、1世帯当たりの平均割を1万9,300円から1万9,000円にそれぞれ引き下げるものです。

また、均等割と平等割に対する7割、5割、2割の軽減額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。後期高齢者支援金課税分では、所得割を3.2%から2.9%に、均等割を9,100円から8,800円に、平等割を7,100円から6,800円にそれぞれ引き下げるものです。また、軽減額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

介護納付金課税分では、所得割を2.6%から2.3%に、均等割を1万4,000円から1万3,700円にそれぞれ引き下げるものです。また、軽減額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

各税率の改正条項は、表の右側の当該条項でご確認をいただきたいと思います。

施行期日は令和6年4月1日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第17、議案第14号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正では、児童福祉法等の一部を改正する法律によりまして、児童福祉機能を担う子ども家庭総合支援拠点を母子保健機能を担う子育て世代包括支援センターを一体化した相談機関、こども家庭センターの設置が規定されたことに伴い、当該施設の機能について所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（金泉修一） 補足説明をさせていただきます。

本条例の改正の趣旨は、町長の提案理由のとおりでございます。

このたび改正児童福祉法によりまして、妊産婦や乳幼児の相談を受ける子育て世代包括支援センターと、児童虐待相談を受ける子ども家庭総合支援拠点とを統合いたしまして、一体的な相談機関となるこども家庭センターの設置が規定されました。本施設におきましては、開設当初より乳幼児やその保護者の交流の場である子育て支援センターと前段述べました2つの機能を有しております。よって、このたびの法改正により、こども家庭センターへと名称を変更いたしますが、これま

でどおり現行の体制を維持したまま、総合的な相談支援を行っていくものであります。

この条例は、令和6年4月1日からの施行となります。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 出雲崎町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第18、議案第15号 出雲崎町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正では、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用条文を改正するものであります。

あわせて、こども基本法により、市町村こども計画の策定が必要になったことに伴い、当該法定

会議の所掌事項に、こども計画の策定、推進等に関する事項を追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（金泉修一） 補足をさせていただきます。

本条例改正の趣旨は、町長の提案理由のとおりでございます。

改正の1点目は、こども家庭庁設置法の施行によりまして、子ども・子育て支援法が一部改正され、法第77条が第72条に繰り上げられたことに伴い、引用条文を改めるものでございます。

改正の2点目は、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行う本会議におきまして、こども基本法に規定された市町村こども計画の策定及び推進に関する事項を所掌事項に追加するものでございます。

なお、本計画は子どもに関する6つの計画を総合的に包含するものであります。

施行期日は公布の日といたします。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第19、議案第16号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正では、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、引用条文の改正を行うものであります。

あわせて、国基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設における重要事項の掲示に係る規定を整備するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（金泉修一） 補足説明をさせていただきます。

本条例の改正の趣旨は、町長の提案理由のとおりでございます。

まず、こども家庭庁設置法の施行に関する改正であります。改正の1点目は、こども家庭庁設置法の施行によりまして、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されたことに加え、学校基本法第25条の第2項及び第3項が追加されたことに伴いまして、引用条文を改正するものでございます。

改正の2点目は、こども家庭庁設置法の施行により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第35条の規定における保育指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改められたことに伴い、関係条文を改正するものでございます。

次に、認定こども園法に関する改正であります。改正1点目は、認定こども園法第3条第10号が削除されたことに伴い、引用条文を改めるものでございます。

改正2点目は、保育認定を受けた満3歳以上の子どもが幼稚園を利用する特定利用教育に係る読替規定を追加するものでございます。

次に、当該国基準の一部改正に伴う改正であります。改正1点目は、特定教育・保育施設における運営規定の概要と重要事項について、書面表示に加え、インターネットを利用して閲覧に供する規定を定めるものでございます。

改正2点目は、磁気ディスク等の特定記録媒体での記録の交付を定めた規定について、媒体の種

類を示さない電磁的記録媒体に改正するものでございます。

施行期日は公布の日とします。ただし、第23条の改正は、令和6年4月1日からの施行となります。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第20、議案第17号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第17号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正では、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、議案第16号と同様に、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育指針を定める者が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改められたことによるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「補足説明はございません」の声あり〕

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例を廃止する条例制定
について

○議長（三輪 正） 日程第21、議案第18号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

現在、この条例により管理しているゲートボール場は八手地区の1か所のみとなっておりますが、最近は全く使用されておられませんので、条例を廃止するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

八手ゲートボール場については、廃止後は隣接の八手児童遊園の広場として、引き続き保健福祉課で管理することにしております。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第22、議案第19号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明を申し上げます。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、市町村介護保険事業計画に定める介護サービス給付費の見込額等に照らし、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならぬこととなっております。

このたび令和6年度から令和8年度までの第9期事業期間の保険料を政令で定める基準に従い算定し、保険料については引上げをすることとし、所要の改正をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

介護保険条例第2条の保険料率ですが、議会資料の69ページをご覧ください。第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料の一覧がございます。国では、第9期計画に向けて、標準段階を現行の9段階から13段階に見直し、基準所得金額420万円以上の区分を設けることにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとしました。第9期は、基準額となる第5段階の保険料年額は7万2,000円で、第8期よりも3,600円、5.3%引上げとなります。

なお、第1段階から第3段階については、低所得者に対する軽減措置後の保険料を示しており、条例第2条第2項から第4項に該当いたします。

このほかの改正は、事業期間の変更や介護保険法施行令の改正に伴うものです。

補足は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第23、議案第20号 出雲崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、事業系廃棄物処理手数料の改定を行うものであります。

改正の内容につきましては、事業系廃棄物処理委託をしている長岡市が、令和5年4月1日に事業系廃棄物処理手数料の改定を行ったため、長岡市と同額にするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 補足説明をさせていただきます。

改正の趣旨は、提案理由のとおりでございます。

本町は、長岡市の処理施設に委託をしておりますので、処理施設の利用に関しては長岡市と同じ負担をいただくことを基本としております。家庭系の廃棄物も長岡市民と同額のご負担をいただいております。事業系廃棄物につきましても同様に長岡市内の事業所と同額の負担をいただくものでございます。

施行期日は令和6年4月1日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 出雲崎町林産物等販売所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第24、議案第21号 出雲崎町林産物等販売所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第21号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、林産物等販売所の名称を変更するものであります。この施設は、昭和61年に開設以来、小木ノ城を訪れる方々に林産物等の販売を行ってまいりましたが、ここ数年は売上げがなく、販売を行っていないことから、今後は利用者の休憩所として活用していくため、小木ノ城休憩所に名称を変更するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） 補足説明をさせていただきます。

1月の全員協議会でも説明をさせていただきましたが、過去の実績から林産物の販売は行っていないことから、今後は利用者への休憩所、案内所としてサービスを充実させたい施設としたいというふうを考えております。

ただし、新たな指定管理者が物産等の仕入れを行い、販売することについては、特段妨げるものではございません。今後につきましても小木ノ城は地域の史跡保存会が地域の宝として残していく活動も続けておりますし、その保存会の活動拠点と、それから利用される利用者へのサービス提供を行っていくため、小木ノ城休憩所に名称を変更するものでございます。

補足は以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） これは名前が販売所から休憩所になったわけですが、その中でトイレがやはり男性、女性問わず、大変になるかなというふうに感じるのですが、その辺のトイレ環境はどのような考え方でいられるのでしょうか。

○議長（三輪 正） 産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） こちらの施設のトイレにつきましては、かねがねご意見をいただいております。何とか水洗化にできないかというご意見をいただいております。現地はご存じのとおり、全く水がない状況でございますので、完全な水洗化については難しいという見解を持っております。したがって、簡易的な水洗化といいますか、そういったものを現在検討しておりますので、時期が来ましたら、また皆様方にお知らせしまして、内容等についてお諮りしたいというふうに考えております。

○議長（三輪 正） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第25、議案第22号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第22号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、国が道路法施行令の一部を改正したことを受けて、町の条例の関係する部分を改正し、占用料の額を増額するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

この道路占用料につきましては、道路法施行令、道路法第39条第2項の規定に基づきまして、各道路管理者が条例により、その額を定めるものとされておりますが、全国的に共通する占用物件につきましては、国の定める額を参酌して定めております。

国が昨年4月1日付で道路造成費、道路を造るための経費でございますが、これの上昇により、占用料の額を増額しております。これに合わせまして、本町の道路占用料の額を改定するものでございます。これによりまして、令和6年度の道路占用料は148万8,000円を見込んでおりますが、令和5年度に比べまして14万5,000円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更
について

○議長（三輪 正） 日程第26、議案第23号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第23号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの協定の変更は、長岡地域定住自立圏の圏域4市町合同で移住セミナーや情報発信を実施することで移住者の選択肢が広がり、長岡圏域への移住者の拡大を図り、定住化を促進するための協定書の文言を追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

定例会資料75ページをご覧くださいと思います。こちらに新旧対照表がございます。変更点につきましては、協定書第3条の（2）、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の中にご覧いただけます、「ウ、その他」を「エ、その他」としまして、新たにウとして、「地域内外の住民との交流・移住促進」を設けます。その中に、移住・定住の促進という項目を設けまして、ア、イ、ウの内容を記載するものでございます。

私からは以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

○議長（三輪 正） 日程第27、議案第24号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第24号につきましてご説明を申し上げます。

このたび長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で締結をしている公共施設の相互利用に関する協定書について、長岡市寺泊体育館が令和6年3月31日をもって廃止すること及び小千谷市の信濃川河川公園を新たに追加することに伴い、協定書を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（大矢正人） 補足説明をさせていただきます。

長岡市寺泊体育館につきましては、昭和41年に建設され、老朽化が進んでいることから、今年度末をもって廃止されるということでございます。

定例会資料77、78ページに新旧対照表を添付してございますので、ご確認いただきたいと思えます。

私からは以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号 指定管理者の指定について（小木ノ城休憩所）

○議長（三輪 正） 日程第28、議案第25号 指定管理者の指定について（小木ノ城休憩所）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第25号につきましてご説明を申し上げます。

小木ノ城休憩所につきましては、よつば森林組合を指定管理者として指定しているところではありますが、本年度末をもちましてその指定期間が満了いたします。

次の指定管理者を募集しましたところ、ねっとわーくさぶらいから申請があり、公の施設指定管理者選定委員会において、今後の事業計画、経営への取組等について審査を行ったところでございます。

審査の結果は、過去の指定管理の実績、地域における貢献度、雇用等で地元住民団体が管理運営することが効果的であることから、ねっとわーくさぶらいを指定管理者として指定するものでございます。

なお、指定の期間につきましては、令和6年4月1日から3年間とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三輪 正） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（矢島則幸） 補足説明をさせていただきます。

このたびの指定管理者の指定につきましては、こちらも1月の全員協議会でお話をさせていただきましたが、現指定管理者のよつば森林組合が辞退の意向を示していることから、新たな指定管理者を指定するものであります。

申請のあった、ねっとわーくさぶらいは、ご存じのとおり、住み慣れた地域で安心して暮らせるために、相互扶助の精神で地域住民の福祉、環境保全に関する活動を行い、地域社会の利益に寄与することを目的としている団体であります。

この小木ノ城休憩所に係るねっとわーくさぶらいの運営体制は7名で行い、清掃や送迎部門とは別部門を立ち上げて運営すると聞いております。運営者側も今後は小木ノ城の歴史を紹介するなど、町の情報発信と訪れる利用者の案内サービスを充実させていきたいという意向を確認しております。今後も引き続き目的に沿った役割を果たしていただき、利用者から喜ばれる施設運営に努めていただくよう、お願いしてまいりたいというふうに思っております。

補足は以上でございます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 令和6年度出雲崎町一般会計予算について

議案第27号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第28号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第29号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

議案第31号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について

議案第32号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計予算について

○議長（三輪 正） 日程第29、議案第26号 令和6年度出雲崎町一般会計予算について、日程第30、議案第27号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第31、議案第28号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第32、議案第29号 令和6年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第33、議案第30号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、日程第34、議案第31号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について、日程第35、議案第32号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計予算について、以上議案7件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました令和6年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から令和6年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） 本日、ここに令和6年3月町議会定例会を迎え、令和6年度予算をはじめとする諸議案をご審議いただくに当たり、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や最重点施策等を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、元日に発生した令和6年能登半島地震によって亡くなられた全ての方々のご冥福を心からお祈りいたします。また、被害に遭われ、今も厳しい生活を送っておられる被災者の方々にお見

舞いを申し上げます。

当町でも震度5弱の大きな揺れとなり、地震発生約2分後には津波警報が発令され、海岸地区の多くの皆様が高台に避難をされました。

今回の避難行動を振り返り、私は令和6年度において指定緊急避難場所の再検討など、防災体制の強化に取り組む所存でございます。

さて、2月の所信表明演説において、「未来を担う人材育成」など7つの取組を着実に実現し、出雲崎の未来に向かって邁進していくことを表明させていただきました。

このことを念頭に置き、出雲崎町のさらなる発展のために全力を傾注してまいります。

この1年を振り返ると、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」へと移行し、様々な制約から解放され、社会経済活動の正常化が進みました。

コロナ禍により生活様式が変わり、テレワークや手続のオンライン化など、デジタル化が急速に進むなど前向きな変化もあり、様々な場面でコロナ後の新たな日常を感じることができる1年となりました。

しかし、不安定な国際情勢や様々な事象が絡まり合うことにより、物価高騰が続き、社会経済活動に大きな影響を与えています。

町では、物価高騰の影響を受けた町民や事業者への負担軽減策として、プレミアム商品券の発行や燃料購入費等助成事業、そして農業者、漁業者の経営を支援する補助事業などに取り組んでまいりました。

そのような中、国においては「歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算」として、令和6年度一般会計総額は112兆5,717億円となり、2年連続で110兆円を超え、過去2番目の規模となりました。

また、県においては、「県民生活や県内経済をしっかりと支えながら、多くの方から魅力ある場として選ばれるよう、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」づくりを積極的に推進する予算」として、一般会計予算が1兆2,872億円となっており、現在、県議会で審議をされているところであります。

令和6年度は、第6次出雲崎町総合計画の第3年次となります。子育て、教育をはじめとする取組を継続して進めるとともに、防災体制の強化を図り、町民の皆様が生きがいと夢を持ち、安心して生活することができるまちづくりを目指し、その結果として幅広い層から「選ばれる町」を目指して全身全霊を尽くしてまいります。

令和6年度予算編成上の最重点施策を申し上げます。

第2期「出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組を着実に実行するとともに、第6次総合計画基本構想の理念でもある「いままでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」の実現に向けて、次の4項目を最重点施策として掲げ、将来を見据えためり張り

の利いた予算編成といたしました。

町民の皆様の暮らしを守る取組について申し上げます。

元日に発生した令和6年能登半島地震では、当町でも震度5弱の大きな揺れとなり、津波警報が発令をされ、海岸地区の多くの皆様が高台に避難をされました。

町では、地震や津波による大きな被害は発生しませんでした。今後も同様の地震や津波が発生する可能性があります。

今回の避難行動計画を振り返り、指定緊急避難場所について再検討し、防災体制の強化に取り組めます。また、夜間に避難することも想定されることから、津波避難路の照明整備を継続して実施いたします。

未来を担う人材育成への取組について申し上げます。

子育て支援は未来への投資と言われるように、これまで町が行ってきた0歳から5歳児までの保育料の無償化や18歳までの医療費の助成、妊産婦の方々に対し、出産準備金と出産祝金を支給する「幸せを運ぶコウノトリ祝金」等、子育て支援策を継続いたします。

また、高校生の通学費の助成割合を3割から5割に拡充し、学生や保護者をサポートするとともに、部活動の地域移行支援や小中学校の施設整備を行い、児童生徒の学習環境の向上を図ります。

教育への取組として、出雲崎町公設学習塾「まち塾」に英語検定コースを新たに設け、子どもたちの学習意欲の向上と目標達成に向け、支援をまいります。

未来を担う子どもたちのために、安心して子育て、教育ができる環境を着実に整備してまいります。

伝統文化の継承と観光振興への取組について申し上げます。

地域の伝統文化や伝統芸能は、一度絶えると復活することが極めて困難であり、その継承が危惧されております。

出雲崎町の伝統的な祭りである「出雲崎大祭」の開催に係る費用を補助する「地域の祭り支援補助金事業」を新規で実施し、地域の伝統文化の継承を支援いたします。

また、食をメインテーマとしたイベント「出雲崎まんぷくまつり」や昨年初めて開催され、県内外から多くのランナーが参加した「いずもぎきマラソン」の開催を継続して支援し、多くの方から出雲崎町にお越しいただき、町民との交流を通して町のにぎわいを創出し、観光振興につなげます。

自主財源の確保に向けた取組について申し上げます。

今まで申し述べた最重点施策をはじめとした様々な施策に取り組むに当たり、財源なくして施策を進めることができません。自主財源を確保するための一つの方法として、ふるさと出雲崎応援寄附金の増加を目指します。

返礼品の拡充を継続して実施するとともに、返礼品の効果的なPR方法について、民間から提案を求め、寄附促進を図ることにより、「ふるさと納税の返礼品と地域経済の活性化」を一体として

自主財源の確保に取り組みます。

令和6年度の主要施策の概要について申し上げます。

それでは、令和6年度の主要施策につきまして、第6次総合計画で定めた5つの基本目標の体系に沿って、その概要を申し述べます。

健やかに笑顔で暮らせるまちづくりについて申し上げます。

昨年宣言した「未来へつなぐ子育て応援宣言」事業の一環として、「子育てするなら出雲崎」を各種媒体でPRするとともに、多世代交流館きらりのホームページをリニューアルいたします。

改正児童福祉法により、4月から全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を多世代交流館きらりに設置し、充実したきめ細かい相談支援を行います。

多世代交流館きらりは、引き続き保健師等の専門職員を配置し、子育てに関する各種イベントの開催や悩み相談など、子育て世代を総合的にサポートし、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

多世代交流館を中心としたエリアに子どもたちの遊び場を確保するため、コンパクトパークとして屋外遊具を整備し、子育て世代の満足度向上を図るとともに、中央公民館周辺にウォーキングコースを整備し、町民の健康増進を図ります。

全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とするこども基本法に基づき、子どもや子育て当事者の意見を反映させた「出雲崎町こども計画」を策定いたします。

子どもを望む夫婦の経済的、精神的な支援として、不妊治療や不育治療の費用を助成するとともに、出産後の育児不安の軽減を図るため、産後ケア事業を実施します。

安心して子どもを産み育てられる環境を支援するため、出産準備金と出産祝金を支給する「幸せを運ぶコウノトリ祝金」事業を継続して実施いたします。

0歳から2歳児の保育利用料の無償化と、国の施策と併せ0歳から5歳児の保育利用料の無償化を継続し、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。

0歳から18歳までの通院費及び入院費を全額助成し、子ども医療費を継続して無料化します。また、2歳未満までの乳幼児に紙おむつ等を支給いたします。

小学校就学前3歳から5歳児の子どもたちの健全育成のため、子ども育成支援金を交付いたします。

社会参加の促進と健康増進のため、障害者及び65歳以上の高齢者を対象に、タクシーや路線バスに加えて新たに「デマンド交通てまりん」で利用できる福祉タクシー・バス利用券を交付するとともに、町外医療機関に通院する場合の追加交付について拡充をいたします。

帯状疱疹の発症予防、重症化予防のため、50歳以上の帯状疱疹ワクチン接種希望者に対し、接種

費用の一部を補助いたします。

後期高齢者被保険者を対象とした歯科健診事業及び人間ドック検診費用の助成を新規に実施し、後期高齢者の健康増進を図ります。

高齢者が在宅においても安心して生活できるように、緊急時の通報確認に利用するため、救急医療情報キットを継続配布するとともに、緊急通報体制の整備や、紙おむつ等の支給の支援を行います。

介護保険事業は、介護予防や生活支援のニーズに応えるサービスを提供し、「八手の茶の間」「新津邸の茶の間」を継続して実施いたします。

本町に在住する障害者及びその家族が身近な地域で日常生活での困り感等に関する相談ができるよう、引き続き相談支援事業所の運営を支援いたします。

安全で安心して暮らせるまちづくりについて申し上げます。

能登半島地震の避難行動を振り返り、指定緊急避難場所の再検討など、防災体制の強化に取り組みます。

夜間の安全で円滑な津波避難を図るため、津波避難路の照明整備を継続して実施いたします。

沢田地区及び大門地区の老朽化した消火栓の取替え工事を行い、消防水利の充実を図ります。

町道の改良・舗装事業は、上中条米田中山線のほか2路線において実施をし、生活道路の改善により安全性の向上に努めます。

町道妻入りの街並み線の舗装修繕などを行い、道路環境の適切な管理を図ります。

老朽化した神条地区、吉川地区及び小木地区の配水管の更新事業を行い、水道の安定供給を図ります。

公共下水道は、久田マンホールポンプ場などの汚水ポンプ及び水位計を更新し、安定した汚水処理及び施設の長寿命化を図ります。

定住人口の増加を目指した新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援事業により、若者世代の住宅取得を支援いたします。

築40年が経過し、法定耐用年数を経過している大門町営住宅の第1住宅について建て替え工事を行い、適正な町営住宅管理を図ります。

廃止される路線バスの柏崎線の代替交通として、柏崎市と共同で「にしやま・いずもぎき通勤通学ライナー」を運行いたします。

基幹交通であるバス路線の長岡線の維持支援とともに、デマンド交通「てまりん便」を30分間隔で最大21便運行し、町の地域公共交通の充実と地域の活性化を図ります。

2050年の脱炭素社会に向け、公用車として電気自動車を2台購入し、役場駐車場に充電設備を整備するとともに、町民を対象に電気自動車等の購入費の一部助成を補助いたします。

地域資源・特性を生かした魅力と活力あるまちづくりについて申し上げます。

持続可能な農業に向けて、法人の設立や作業部会、園芸部会をサポートする地域おこし協力隊を採用し、町の農業活性化につなげます。

物価高騰による経費の上昇に対する農業者支援として、主食用米の出荷数量に応じて補助金を交付いたします。

物価高騰による漁業経費の上昇に対する漁業者支援として、魚箱や氷の購入費に補助金を交付いたします。

えちご中越農協が実施する出雲崎ライスセンター能力増強事業に係る経費を補助し、高品質な出雲崎産コシヒカリの生産を促進いたします。

釜谷梅団地への農道を舗装し、農道の保全、円滑な収穫作業を支援いたします。

地籍調査は、昨年度に引き続き神条地区において実施をいたします。

林道は、間伐が実施される吉川滝谷線の舗装工事を行うとともに、船橋田中線の修繕工事を実施し、地域林業の振興と適切な林道管理に努めます。

本町の重要な資源である海岸の清掃を海水浴シーズンに合わせて実施し、良好な海浜環境の整備を図ります。

町内で創業または、第二創業する方を対象に、創業に係る経費の補助、借入れをする事業資金の利子について最大2%の利子補給を行い、産業の振興を図ります。

出雲崎の山海の幸について、おもてなしを通して情報を発信し、交流人口の増加を図るため、「出雲崎「美食」街めぐり」を実施する実行委員会に対し、負担金を支出いたします。

企業が地方創生を応援する企業版ふるさと納税を活用し、総合戦略事業の促進を図ります。

夢を育み、誇りある歴史、文化を継承するまちづくりについて申し上げます。

子どもたちの学習意欲の向上と目標達成に向けた支援として、出雲崎町公設学習塾「まち塾」は、英語検定コースを新たに実施いたします。

中学校の休日部活動の地域移行を実施する団体を支援し、持続的な部活動の実施を図ります。

小中学校に入学する児童生徒に入学祝金を支給し、保護者の入学準備の負担軽減を図ります。

高校に通学する生徒の通学費助成について、助成率を3割から5割に引き上げ、保護者の経済的負担軽減を図ります。

若者の定住促進を図るため、大学等を卒業や退学後、町内に居住し、地元就職した方に対して、奨学金返還額の支援を行います。

保護者が負担している小中学校の学校給食費について、一部を小中学校に助成し、保護者の経済的負担軽減と子育て支援の充実を図ります。

冬期間の下校時に中学生が利用する通学バスについて、利用できる中学生の範囲を拡大し、運行して、通学時の安全を確保いたします。

小学校の図工室及び小ホールについて、年間を通じて利用できるようエアコンを設置し、児童の

学習環境の向上を図ります。

小中学校や海岸公民館の照明をLED照明に改修し、省エネによる電力需要の低減や経年劣化による今後の修繕費用の軽減を行い、維持管理経費の削減を図ります。

出雲崎大祭を実施する団体に補助金を交付し、伝統文化の継承を支援いたします。

昨年、新たに開催した「いずもごきマラソン」を引き続き開催する実行委員会に対して、開催費用等を補助いたします。

多様な人が関わり、賑わいが持続できるまちづくりについて申し上げます。

ふるさと納税返礼品の拡充を継続して実施するとともに、返礼品の効果的なPRについて民間から提案を求め、ふるさと出雲崎応援寄附金の寄附促進を図り、自主財源の確保をいたします。

若者の定住、地元での就職の促進を目的としたふるさと就職支援商品券発行事業を実施し、新規学卒者及びUターン者の通勤や日常生活の支援を行います。

東京23区に在住、または通勤していた方が出雲崎町に移住した場合に支給をする移住支援金を拡充し、移住者の拡大につなげ、地域の活性化を目指します。

空き家バンクに登録された物件の家財道具等の処分費用や、空き家を店舗として利用する際に改修費用等を補助する「空家等再生活用支援事業」を実施し、空き家バンクへの登録を促進し、空き家の利活用を図ります。

地域おこし協力隊制度を活用し、地域の魅力を掘り起こし、地域を活性化する取組を進めてまいります。

町民等で構成する団体に対し、町の特性を生かした地域のにぎわいを創出する事業等の費用の一部を補助し、地域活動への有効活用を図ります。

今後も職員定数の適正化を図り、行政の効率化に努め、財政の健全化を進めるとともに、各種研修への参加による能力開発に取り組み、町民の立場に立ったぬくもりのある行政サービスを実施いたします。

なお、令和6年度の主要施策の項目につきましては、年度当初から迅速な事業着手に努めてまいります。

新年度予算の全体総括といたしまして、以上申し上げた考え方を基に、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、主要施策を推進するための次の予算額を今議会に上程いたします。

一般会計では36億3,500万円、前年度比6%の増を計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険事業で5億120万円、前年度比1.3%の増、介護保険事業では6億5,800万円、前年度比3.6%の増、後期高齢者医療では7,350万円、前年度比11.5%の増、住宅用地造成事業では870万円、前年度比48.2%の減、令和6年度からスタートする公営企業会計では簡易水道事業で2億8,739万4,000円、下水道事業では4億8,748万5,000円となっております。

一般会計と公営企業会計に移行した事業を除く特別会計との合計では、前年度比5%増の48億

7,640万円となっております。

結びに、現在の出雲崎町を取り巻く課題は山積しております。しかしながら、課題が山積するということは、その分可能性もたくさんあるということだと考えております。

山積する課題を解決するには、議員の皆様からのご提案とお力添えをいただきながら、町民の皆様の声に耳を傾け、令和6年度の各種事業の取組を進める必要がございます。

その結果として、出雲崎町が一步一步着実に可能性が広がる、よりよい未来へ向けて邁進していくことができるよう、町長として全力を傾注してまいりますので、議員の皆様並びに町民各位のご理解とご協力を賜りますよう申し上げ、令和6年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（三輪 正） これにより、議案第26号から議案第32号まで、議案7件の提出者の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 零時06分）

○議長（三輪 正） 会議を開きます。

（午後 1時15分）

○議長（三輪 正） これより議案第26号から議案第32号まで説明がありましたので、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第26号について、総務課長。

○総務課長（大矢正人） それでは、議案第26号 令和6年度出雲崎町一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

今ほど、仙海町長から施政方針が示されました。この方針に基づきまして編成しました予算となります。予算書と併せまして、定例会資料といたしまして、当初予算案の概要、主要事務事業概要一覧を提出しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般会計予算書1ページをお開きください。第1条に歳入歳出予算の総額を定めております。令和6年度当初予算の総額は36億3,500万円、前年度と比較しますと2億500万円、6%の増となります。

第2条は、債務負担行為です。期間は令和7年度までで、限度額は2,100万円です。

第3条は、地方債です。起債限度額は2億3,460万円、前年度比6,300万円、36.7%の増となります。

第4条の一時借入金につきましては6億円、昨年と同額でございます。

第5条、歳出予算の流用はご覧のとおりでございます。

予算書の内容を説明させていただきます。初めに、歳出予算からお願いいたします。40、41ペー

ジをお開きください。このページから歳出予算の細目となります。1款議会費につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。また、説明のページにつきましては、説明欄のページ、主に右側のページで説明をさせていただきます。

43ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料でございます。町長、副町長の特別職2人分、その下に一般職員12人分、再任用職員1人分の給料を計上してございます。

以下、各款の職員人件費につきましては、152ページ以降の給与費明細書に示してございますので、詳細につきましては省略をさせていただきたいと思います。

下のほうに行きまして、12節委託料、当直業務委託料でございます。役場の当直業務の委託となります。

1ページめくっていただきまして、45ページをお願いいたします。2目文書広報費の12節委託料でございます。行政区事務委託料ということで66行政区への委託料を計上させていただいております。

下のほう、17節備品購入費、電気自動車、こちらにつきましては主に広報担当が使用しております車、アルトの入替えとなります。軽自動車タイプの電気自動車を予定してございます。

2枚めくっていただきまして、49ページをお願いいたします。5目財産管理費の14節工事請負費です。上から2つ目、庁舎玄関上部防水等工事、こちらにつきましては役場入り口玄関前のポーチ上部の防水工事となります。

ちょっと下のほうに行きまして、庁舎駐車場電気自動車充電設備整備工事、こちらはカーポートと充電設備を整備いたします。場所につきましては、旧分遣所奥の駐車スペースということになります。補足説明資料12ページ、31ページに詳細がございますので、ご確認をさせていただきたいと思います。

その下、町有建物除却工事でございます。こちらは国道352号の石井町交差点に隣接する建物でございます。老朽化によりまして、近所に大変ご迷惑をおかけしている状況でございますので、除却をさせていただきたいと思っております。補足説明資料12ページを参考としてさせていただきたいと思っております。

下のほうに行きまして、7目企画費の7節報償費でございます。ふるさと納税寄附謝礼、これは返礼品の費用となります。昨年よりも150万円増額計上をさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、51ページお願いします。委託料です。まち・生活・交通先進連携事業（トリトンプロジェクト）委託料でございます。こちらは新潟大学との連携事業となります。令和6年度が5年計画の最終年度ということになります。ブランチキャンパスを出雲崎中学校、出雲崎高校で合計14回予定してございます。

その下です。ふるさと納税推進事業業務委託料ということで、ふるさと納税返礼品のプロモーション

ョン、PR関係、それからイベントを実施する委託料ということでございます。補足説明資料12ページに詳細がございます。

その下、18節負担金補助及び交付金です。にしやま・いずもぎき通勤通学ライナー負担金、こちらは路線バスの柏崎線が廃止になる代替ということで、8人乗りのワゴンで運行となります。こちら補足説明資料13ページをご覧くださいと思います。

その下、町地方バス路線運行費補助金でございます。こちらは長岡線の1年分、それから大寺線、出雲崎駅前線、柏崎駅前線の3路線につきましては、半年分の町単独補助となります。越後交通の対象年度が10月から9月というのが1年間の年度ということで、今回3月で廃止となります大寺線、出雲崎駅前線、柏崎駅前線、3路線につきましては、3月までの分ということで6年度に補助を計上をさせていただく形になります。

その下、町デマンド交通運行費補助金でございます。こちら朝8時から夕方6時まで、30分ごとに1日21便運行する予定で、令和5年度と運行につきましては変更なしということでお願いいたします。

その下、移住支援事業支援金でございます。こちらは、東京23区などからの移住者に対して移住支援金を交付するものでございます。

24節積立金でございます。ふるさと出雲崎応援基金積立、来年度の記載の金額を目標としておるところでございます。

それから、8目地域おこし協力隊活動費、こちらにつきましては地域おこし協力隊の活動に係る経費を53ページまで3名分計上しております。

続きまして、53ページ、9目情報管理費の12節委託料でシステム標準化対応業務委託料ということで、こちらは令和7年度末までに国が定める仕様にシステムを改修するための委託料ということでございます。補足説明資料13ページに詳細を載せてございます。

13節使用料及び賃借料です。ガバメントクラウド利用料ということで、標準化システムを構築するための利用料ということで、ガバメントクラウドというのは政府共通のクラウドサービスの利用環境ということだそうでございます。

55ページをお願いいたします。11目交通安全対策費の17節備品購入費です。交通安全指導車を入れ替えをさせていただきます。こちら災害時にも使用が想定されるというSUVタイプのハイブリッド車を予定してございます。

めくっていただきまして、57ページです。15目物価高騰対応重点支援給付金事業費の委託料の定額減税補足給付金システム構築委託料でございます。こちらは国の定額減税で、減税し切れないと見込まれる納税義務者に補足給付金を支給するシステムを構築する委託料ということでございます。補足説明資料13ページをご覧くださいと思います。

下のほうに行きまして、2項徴税費の税務総務費、17節備品購入費でございます。こちら電気

自動車、町民課の今現在あるアルトを入れ替えるものでございます。こちらにつきましても軽自動車タイプの電気自動車を予定しているところでございます。

めくっていただきまして、59ページ、2目賦課徴収費の12節委託料ということで住民税電算システム改修委託料、これも国の定額減税のためのシステム改修ということになります。補足説明資料14ページをご覧いただきたいと思います。

めくっていただきまして、61ページお願いします。3項1目戸籍住民基本台帳費の12節委託料、戸籍総合システム（戸籍情報）改修委託料、これは戸籍付票の標準準拠システムへの移行に係るシステム改修となります。こちらも補足説明資料14ページをご覧いただきたいと思います。

2枚めくっていただきまして、65ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金の町社会福祉協議会補助金です。社会福祉協議会に対する人件費、事務費、活動費等を補助する経費となっております。

続いて、67ページをお願いします。2目障害者福祉費の12節委託料、障害者相談支援事業委託料でございます。障害者への一般相談業務を委託しているものでございまして、今年度と同額計上をさせていただきます。

めくっていただきまして、69ページをお願いします。6目保健福祉総合センター管理費、12節委託料でございます。指定管理料、ほぼ昨年並みの金額を計上しているところでございます。

その下、14節工事請負費につきましては、1件の工事を予定してございます。補足説明資料14ページをご覧いただきたいと思います。

それから、8目保健福祉事業費の12節委託料、地域コミュニティセンター事業委託料でございます。町社会福祉協議会に委託しているもので、生きがいデイサービス事業と地区サロン事業の2つの事業でございます。生きがいデイにつきましては4地区に分けて実施しております。地区サロンは、現在14か所で実施しているということでございます。

一番下のところで、緊急通報体制等整備事業委託料ということで、高齢者世帯に対する緊急通報装置の設置に係る経費ということで70件分を計上させていただきました。

めくっていただきまして、71ページ、一番上、高齢者パワーアップ事業委託料でございます。運動指導員によるパワーアップ教室を町社会福祉協議会に委託して実施しております。

19節扶助費、町紙おむつ等支給、こちらは75人分を計上しております。

その2つ下、町高齢者福祉タクシー・バス利用料助成ということで、来年度は拡充をしております。補足説明資料15ページをご覧いただきたいと思います。

2項児童福祉費の2目児童措置費、12節委託料でございます。小木之城保育園保育実施委託料、園児数等は補足説明資料15ページをご覧いただきたいと思います。

18節負担金補助及び交付金、こちら町保育所通園バス運行事業補助金、保育園、こども園に対する補助金を計上してございます。

19節扶助費の児童手当関係につきましては、法律に基づき算定した経費を計上してございます。

めくっていただきまして、73ページ、出雲崎こども園施設型給付費及び利用料給付費でございます。こちら園児数等につきましては補足説明資料15ページをご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、75ページでございます。5目多世代交流館事業費の11節役務費のバス広告料でございます。今年度に引き続きまして、路線バス、高速バスの車体に広告を出させていただく費用を計上してございます。補足説明資料16ページをご覧くださいと思います。

12節委託料でございます。ホームページリニューアル製作業務委託料ということで、こちらにつきましても補足説明資料16ページをご覧くださいと思います。

その下、14節工事請負費、屋外遊具整備工事でございます。こちら16ページと64ページに絵がございますので、参考としていただきたいと思います。

6目子育て支援費、7節報償費です。一番下、町幸せを運ぶコウノトリ祝金、こちらは10人分を計上させていただきました。

めくっていただきまして、77ページでございます。12節委託料、こども計画策定委託料ということで、こちら補足説明資料17ページ、63ページをご覧くださいと思います。

18節負担金補助及び交付金、出産・子育て応援交付金、こちらにつきましては国が創設した交付金ということで、こちら10人分を計上させていただいております。

めくっていただきまして、79ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費の2目予防費、19節扶助費です。带状疱疹予防接種助成ということで、来年度新規事業となります。合計50人分を計上させていただきました。補足説明資料17ページ、32ページをご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、81ページ、12節委託料でございます。後期高齢者歯科健診委託料、こちらにつきましても来年度新規事業となります。15件分を計上してございます。補足説明資料17ページ、33、34ページを参考としていただきたいと思います。

19節扶助費、後期高齢者人間ドック健診費用助成と、こちらにつきましても来年度新規事業となります。15件分を計上させていただきました。補足説明資料の18ページ、35ページをご覧くださいと思います。

83ページをお願いいたします。6目環境衛生費、12節委託料でございます。資源ごみ分別回収委託料、資源ごみ処理委託料ということで、こちらは補足説明資料18ページをご覧くださいと思います。

斎場事務委託料につきましては、長岡市に委託しているものでございます。

18節負担金補助及び交付金と長岡市北部斎場整備事業負担金、こちらにつきましては補足説明資料18ページをご覧くださいと思います。

それから、一番下のほう、町電気自動車等購入費補助金、来年度これ新規事業となります。補足説明資料19ページをご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、85ページをお願いいたします。2項清掃費の1目塵芥処理費、12節委託料でございます。一般ごみ収集運搬委託料ということで、補足説明資料19ページをご覧くださいと思います。

5款労働費、1目労働諸費、18節負担金補助及び交付金、こちらのふるさと就職支援商品券発行事業交付金でございます。地元就職した若者に商品券を交付して、定住を促進するものでございます。55名分を計上させていただきました。

飛んで89ページをお願いいたします。農林水産業費、1項農業費の3目農業振興費、1節報酬から下のほう、地域おこし協力隊関係費を計上させていただきました。補足説明資料19ページをご覧くださいと思います。

12節委託料の有害鳥獣駆除委託料、こちらは出雲崎猟友会に委託するものでございます。

14節工事請負費、釜谷梅団地農道舗装工事ということで、こちらは定例会資料20ページ、36ページをご覧くださいと思います。

18節負担金補助及び交付金ということで、出雲崎まるごとオーナー実行委員会負担金、こちらにつきましては今年度と同額の計上をさせていただきました。

91ページをお願いいたします。上から2段目の町鳥獣被害防止対策協議会負担金、こちらはイノシシの捕獲30頭分のほか、くくりわな、箱わな等の購入費用などを計上させていただきました。

その下で、町水田活用推進事業補助金です。こちらにつきましては、今年度と同額の計上をさせていただきました。

ちょっと下がります、町主食用米販売継続応援事業補助金でございます。農家の経営継続を支援する補助金ということでございます。今年度に引き続きということでございます。

ちょっと下に行きます、出雲崎ライスセンター能力増強事業補助金でございます。もみすり調製機の入替えに対する補助事業ということでございます。補足説明資料20ページをご覧くださいと思います。

その下、中山間地等直接支払交付金でございます。現在15地区で取り組んでいただいておりますということで、今年度と同額計上ということでお願いしたいと思います。

それから、その下、4目農地費、7節報償費、12節委託料、それから次のページに行きまして18節負担金補助及び交付金ということで、県営中山間地総合整備事業関連の経費を計上をさせていただいております。

93ページ、多面的機能支払交付金、こちらにつきましては、町全体で広域活動組織ということで、それぞれ21の小さい組織をまとめて活動しているということでございます。

それから、93ページの下の方から95ページにかけて、6目地籍調査費を計上させていただいております。こちら事業の詳細につきましては、補足説明資料の20ページ、37ページをご覧くださいと思っております。

続きまして、95ページをお願いいたします。2項林業費の2目林業振興費の14節工事請負費でございます。一番下です。県単林道工事ということで吉川滝谷線の舗装工事、それから船橋田中線の修繕工事を計画をしております。こちら補足説明資料21ページ、それから38から41ページに図面等を載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

めくっていただきまして、97ページです。24節積立金、森林環境基金積立ということで、令和6年度の森林環境譲与税全額を積み立てるというものでございます。

続きまして、その下、3項水産業費の1目水産業振興費の18節負担金補助及び交付金でございます。こちら一番下のところ、町漁業者経営支援事業補助金ということで、物価高騰に対する漁業者の経営支援ということで、今年度に引き続き計上をさせていただきます。

2目漁港費の12節委託料でございます。海浜クリーン作戦委託料ということで、今年度より若干減額計上ということになっております。

続きまして、99ページをお願いいたします。7款商工費、2目商工業振興費の18節負担金補助及び交付金、町商工会運営費補助金でございます。今年度と同額計上をさせていただきます。

ちょっと下がります、町創業等応援補助金、その下の町創業等事業資金利子補給金、どちらも来年度新規事業ということでございます。補足説明資料21、22ページを参考としていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、101ページ、3目観光費、下のほう、18節負担金補助及び交付金、こちら上のほうから出雲崎「美食」めぐり実行委員会負担金、町船まつり協賛会負担金、ちょっと下がります、出雲崎ストリートジャズ開催費補助金、その下の町観光協会活動事業補助金、それからそのちょっと下で出雲崎まんぷくまつり事業補助金、それぞれこれの負担金または補助金につきましては、例年開催しているという内容の経費を計上させていただいているものでございます。出雲崎「美食」めぐり実行委員会負担金と町船まつり協賛会負担金につきましては、補足説明資料22ページに詳細を載せてございますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、103ページをお願いいたします。4目心月輪管理費の12節委託料、指定管理料でございます。今年度より若干減額ということでございます。

その下、5目天領の里管理費、12節委託料でございます。夕風の橋点検業務委託料ということで、夕風の橋の点検を来年度実施したいということでございます。

その下が日本海夕日公園改修計画策定業務委託料ということで、イベント広場の改修のプランニングを委託するものでございます。

その下、14節工事請負費でございます。物産館・レストラン空調設備改修工事ということで、空調設備の改修を行いたいと思っております。補足説明資料23ページ、42ページを参考としていただきたいと思っております。

2枚めくっていただきまして、107ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋りょう費

の1目道路橋りょう総務費の12節委託料、上のほう、道路台帳補正業務委託料ということで、来年度も今年度に引き続きまして図面のCAD化に取り組んでいくということでございます。

2目道路維持費、12節委託料、ちょっと下のほう、除雪委託料ということで、今年度より若干増額計上をさせていただきました。また、これ必要により、補正対応をさせていただく予定でございます。

14節工事請負費、町道維持修繕工事の緊急自然災害防止対策事業分ということで、こちらは妻入りの街並み線、前田釜ぶた線、大門団地線を計画しているということで、定例会資料の23ページ、43から45ページをご覧くださいと思います。

109ページお願いいたします。3目道路新設改良費、12節委託料ということで、道路測量設計監理業務委託料ということで路線測量設計業務の委託ということでございます。

その下の14節工事請負費、市、道路新設改良舗装工事、3路線の計画をしているところでございます。資料の23ページ、46から48ページをご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、111ページお願いします。5項住宅費、2目街並み環境整備費、18節負担金補助及び交付金、下のほう、まずがんばる街なみ支援助成金、こちらにつきましては1件分を計上させていただきました。

その下の3目住宅環境整備費の7節報償費、町新生活支援金、新定住支援金、こちらにつきましては、やまや団地購入の方など、転入の方に対する支援金ということになっております。

18節負担金補助及び交付金、町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金、こちらにつきましては9件分を計上させていただきました。

一番下、町住宅無敵化補強事業補助金、こちらは1件分を計上させていただいております。

めくっていただきまして、113ページお願いいたします。住宅建設費の14節工事請負費、こちらにつきましては大門町営住宅、第1住宅の建て替え工事関係の工事を計上させていただいてございます。建て替え工事につきましては、補足説明資料24ページ、49から55ページを参考としていただきたいと思います。

その下、9款消防費、1項消防費の1目常備消防費、12節委託料ということで、常備消防事務委託料、柏崎市に委託しているものでございます。今年度より増額という形になりました。

1枚めくっていただきまして、115ページお願いいたします。3目消防施設費の16節公有財産購入費でございます。川東消防センターエアコンということで、18畳用のエアコン2台分の計上ということでございます。

その下、27節繰出金、簡易水道事業会計繰出金消火栓取替工事分ということで、大門と沢田での消火栓の取替えを予定してございます。

めくっていただきまして、117ページお願いいたします。4目防災対策費、12節委託料でございます。津波避難緊急支援施設基本計画策定業務委託ということでございます。海岸地区の津波避難体

制整備のための委託料となります。補足説明資料24ページをご覧くださいと思います。

その下のほう、16節公有財産購入費、防災用備蓄倉庫、備蓄品を入れるための倉庫を購入する予定としております。

その下で備品購入費の普通自動車でございます。現在防災車と言っているテリオスキッド、軽自動車、これを入れ替えるということでございます。1,000ccのハイブリッド車を予定しているところでございます。

2枚めくっていただきまして、121ページお願いいたします。10款教育費の1項教育総務費、3目教育振興費、7節報償費、入学祝金でございます。小学校3万円を15名分、それから中学校の5万円を30名分予定しているところでございます。

下のほうに行きまして、18節負担金補助及び交付金の町高校生通学費助成金でございます。来年度拡充をしております、助成率を3割から5割に引き上げるということで予定しているものでございます。73名分を計上させていただきました。補足説明資料24ページ、56ページをご覧くださいと思います。

その下、町奨学金返還支援事業助成金でございます。大学等を卒業、または退学後に町内に居住した若者に対しまして、奨学金の返還金の一部助成をするものでございます。6名分を計上させていただきました。

めくっていただきまして、123ページお願いします。4目通学バス運行業務費の12節委託料、通学バス運行業務関係でございます。小学校は通年、中学校は12月から3月まで運行ということで、補足説明資料25ページを参考としていただきしたいと思います。

その下、2項小学校費、1目学校管理費の1節報酬、小学校の会計年度任用職員につきましては、教員補助員4名、介助員4名、施設管理員1名と情報理科支援員2名の合計11名計上をさせていただいております。

めくっていただきまして、125ページ、14節工事請負費でございます。真ん中辺、校舎棟特別教室空調改修工事ということで、図工室、小ホールにエアコンを設置する工事となります。補足説明資料の25ページをご覧くださいと思います。

その下、校舎棟照明LED改修工事、こちらにつきましては全部で103台交換をする予定でございます。補足説明資料25ページをご覧くださいと思います。

2枚めくっていただきまして、129ページ、3目学校給食費、18節負担金補助及び交付金、町学校給食費助成金でございます。来年度新規事業となります。補足説明資料26ページを参考としていただきしたいと思います。

その下、3項中学校費の1目学校管理費の1節報酬でございます。中学校の会計年度任用職員につきましては、教員補助員2名、介助員2名、施設管理員1名の情報支援員1名の6名分ということで計上させていただきました。

めくっていただきまして、131ページをお願いいたします。14節工事請負費、真ん中辺でございます。校舎棟照明LED改修工事、こちらにつきましては全部で60台交換をする予定になっております。こちら補足説明資料25ページをご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、133ページをお願いいたします。2目教育振興費、12節委託料でございます。地域部活動運營業務委託料ということで、令和5年度から休日の部活動が地域に移行されたことに伴います事業を地域の団体に委託するものでございます。補足説明資料の26ページをご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、135ページをお願いいたします。真ん中辺、3目学校給食費、18節負担金補助及び交付金で町学校給食費助成金、こちら小学校と同様となります。補足説明資料の26ページをご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、137ページをお願いいたします。社会教育費の1目社会教育総務費、18節負担金補助及び交付金で町出雲崎地域の祭り支援補助金、こちら来年度新規事業となります。補足説明資料の26、57ページをご覧くださいと思います。

めくっていただきまして、139ページをお願いいたします。2目公民館費の14節工事請負費、ちょっと下のほう、中央公民館、屋外ウォーキングロード設置工事、こちらにつきましては補足説明資料の27ページ、58ページをご覧くださいと思います。

その下、海岸公民館2階大会議室照明LED改修工事、こちらにつきましても27ページをご覧くださいと思っております。

ちょっと飛びまして、147ページをお願いいたします。8目公設学習塾事業費、こちらは学習塾に係る所要の経費を計上しているものでございます。

めくっていただきまして、149ページをお願いいたします。5項保健体育費の1目保健体育総務費、18節負担金補助及び交付金で一番上、いずもぎきマラソン実行委員会活動費補助金ということで、こちら好評につきまして来年度も実施するというので計上させていただいたものでございます。

ちょっと下のほうに行きますが、2目体育施設費の14節工事請負費です。こちら2件のトイレの改修工事を予定しているところでございます。こちら補足説明資料27、28ページをご覧くださいと思います。

それから、149ページ、151ページと11款公債費、こちらにつきましては元金、利子ともに今年度より若干減額になっているところでございます。

次に、歳入予算をお願いしたいと思います。まず、10ページ、11ページをご覧くださいと思います。こちらが歳入歳出の総額で、詳細につきましては次の12、13ページからになります。まず、13ページ、1款町税でございますが、1項町民税につきましては、個人は今年度より増額を見込んでおります。法人につきましては、若干減額計上をさせていただきました。

2項固定資産税につきまして、こちらにつきましては、エコパークいずもぎきの償却資産は年々

減少するというのでその減、それから宅地評価額につきましても減額になっておるということで減額計上という形になりました。

13ページから15ページにかけまして、2款地方譲与税以降の譲与税、その他交付金等につきましては、地方財政計画、その伸び率等を参考にし、また過去の実績等を踏まえまして適切な金額を見積りさせて計上させておりますので、よろしく願いいたします。

それから、6款法人事業税交付金につきましては、今年度の実績を踏まえまして額を計上させていただきます。

15ページから17ページにかけましては、地方消費税交付金、それから環境性能割交付金、こちらにつきましても今年度の実績を踏まえた形で額を計上させていただいたものでございます。

17ページです。11款地方交付税、こちらにつきましては本町の歳入の大宗を占めているものでございます。地方交付税は、当初予算では例年見積額から一定の留保額を見込んでおります。新年度につきましても今年度と同様の形で同額の留保分を計上していないということでございます。

それから、17ページから19ページにかけまして、13款電源立地地域対策交付金でございます。17ページの一番下、2節電源立地地域対策交付金、こちらにつきましては天領の里の空調設備改修工事、それから4か所の公共施設の照明のLED改修工事等の工事費に充当するという予定にしております。

それから、19ページの一番上の大規模発電用施設立地地域振興事業補助金、こちらにつきましては、ごみの収集運搬委託料とか通学バス運行事業、それから小中学校の運営費、あと光熱水費等に充当しているものでございます。

続きまして、21ページからの16款国庫支出金、それから17款県支出金につきましては、補助対象事業費に応じて定められた補助率、または負担割合を乗じて適正な金額を見積もっております。

23ページの一冊下のほう、6目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらにつきましては定額減税補足給付金システム構築委託料、それと漁業者支援に充当する予定となっております。

27ページをお願いいたします。6目1節環境整備事業交付金、県エコパークいずもぎき第3期処分場周辺環境整備事業交付金、こちらにつきましては平成27年度から令和12年度までで総額15億5,000万円の交付を受ける予定となっております。令和5年度までに11億円の交付を受けております。来年度も1億円の交付を見込んでおるところでございます。

2枚めくっていただきまして、31ページをお願いいたします。19款寄附金、2目ふるさと納税寄附金、こちらにつきましては来年度増額計上をさせていただきます。

20款繰入金、1目基金繰入金の1節財政調整基金繰入金につきましては、当初予算では3億5,000万円の繰入れを予定しているものでございます。ちなみに、先ほどお話ししましたが、令和5年度末の現在高が22億1,271万5,000円ということでございます。

37ページから39ページにかけまして、23款町債でございます。説明欄に掲げてあります事業につ

きまして記載するものでございます。

歳入歳出予算につきましては、以上ということになります。

152ページ以降、こちらにつきましては先ほどお話ししましたけども、給与明細書等が添付されてございます。それから158ページ、こちらは債務負担行為の調書ということでございます。それから159ページ、こちらが地方債の年度末残高ということの資料になってございます。

私からの説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三輪 正） 次に、議案第27号から議案第29号について、保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

国民健康保険事業特別会計予算につきましてお願いいたします。初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。予算書177ページをお願いいたします。1款総務費には、職員1人分の人件費、国保税の賦課徴収に関する経費等を計上しております。

1項1目一般管理費の12節委託料と13節使用料及び賃借料には、国保事業市町村事務処理標準システムの関係予算を計上しております。

179ページをお願いいたします。2款保険給付費には、療養諸費や高額療養費等、保険から給付される経費を計上しております。

1項1目療養給付費は、ここ3年間の実績やコロナ禍による受診控えの解消などを考慮しており、前年度より583万円増額の3億1,583万円を計上しております。

181ページをお願いいたします。3款保健事業費納付金には、県に支払うための納付金として医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の予算を計上しており、全体で前年度より495万6,000円減額の1億75万4,000円となっております。

183ページをお願いいたします。4款保健事業費には、疾病予防として人間ドック検診委託料や特定健康診査委託料等を計上しております。人間ドックは30歳から74歳の方を対象に、1人当たり2万円の助成をいたします。

次に、歳入予算について主なものを申し上げます。169ページをお願いいたします。1款国民健康保険税は前年度より税率を引き下げており、440万8,000円減額の7,498万3,000円を計上しております。なお、算定方法等につきましては、議会資料67ページのとおりとなっておりますので、参考にしてください。

171ページをお願いいたします。6款県支出金は、医療給付費に必要な費用が全額普通交付金として交付されますし、保険者努力支援制度や特定健診に伴う財源措置として特別交付金が交付されます。

8款繰入金には、一般会計からの繰入金を計上しており、全てが法定内繰入金となります。

保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険税の軽減相当額を繰り入れる保険税軽減分と、保険税の軽減対象となった被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を繰り入れる保険者支援分があ

ります。なお、財政調整基金繰入金については、今年度は予算計上しておりません。

国保特会予算につきましては以上でございます。

次に、介護保険事業特別会計予算について説明をさせていただきます。初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。205ページをお願いいたします。1款総務費には、職員2人分の人件費、保険料の賦課徴収費、介護認定審査会に要する経費を計上しております。

207ページをお願いいたします。2款保険給付費には、介護サービス費等諸費として介護保険から給付される経費を計上しております。

1項1目介護サービス給付費は、前年度と比較して居宅介護サービス給付費は1,950万円減額の1億8,350万円、施設介護サービス給付費は3,900万円増額の3億900万円、地域密着型介護サービス給付費は400万円増額の3,800万円を計上しております。

2項1目介護予防サービス給付費は、前年度同額の1,100万円を計上しております。

209ページをお願いいたします。4款地域支援事業費では、介護保険の総合事業に係る経費を計上しており、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方及び基準該当の方に係る訪問型、通所型サービス給付費の予算を計上しております。

211ページをお願いいたします。2項1目一般介護予防事業費には、八手の茶の間と新津邸の茶の間の事業を町社会福祉協議会に委託する経費178万1,000円を計上しております。

3項包括的支援事業・任意事業費には、1目包括的支援事業費に包括支援センターの委託に要する経費1,023万1,000円を計上しております。

また、4目生活支援体制整備事業費及び5目認知症総合支援事業費には、各事業を町社会福祉協議会に委託するための経費を計上しております。

次に、歳入予算について主なものを申し上げます。197ページをお願いいたします。介護保険の保険料率は、令和6年度から第9期事業計画期間となることから引上げを行っており、前年度より509万3,000円増額の1億1,875万円を計上しております。

199ページをお願いいたします。上段の3款1項1目介護給付費負担金は、介護給付費に係る国の負担分で、給付費に対して居宅分は20%、施設分は15%の負担率となっております。

4款1項支払基金交付金のうち、1目介護給付費交付金の負担割合は給付費の27%、5款県支出金のうち、介護給付費県負担金は、給付費に対して居宅分は12.5%、施設分は17.5%の負担率となっております。

201ページをお願いいたします。7款繰入金のうち、1項1目一般会計からの介護給付費繰入金は給付費の12.5%の負担割合となっております。

また、2項基金繰入金は600万円を計上しており、令和6年度末の基金残高は1億2,857万3,000円となる見込みです。

介護特会予算につきましては以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計予算について説明をさせていただきます。初めに、歳入予算について主なものを申し上げます。予算書の225ページをお願いいたします。後期高齢者医療保険料につきましては、2年に1度見直すこととされており、新潟県後期高齢者医療広域連合では、団塊の世代の年齢到達による被保険者数の増加や、コロナ禍の受診控えが解消されることによる医療給付費等の増加が見込まれることから、令和6年度より保険料率の引上げを行うこととし、2月14日の広域連合議会において可決されております。これにより、均等割額は4万400円から4万4,200円に、所得割率は7.84%から8.61%となり、1款後期高齢者医療保険料は前年度より524万8,000円増額の5,041万4,000円を計上しております。

3款繰入金は、事務費及び保険基盤安定化に係る一般会計繰入金となっており、前年度より235万6,000円増額の2,274万1,000円を計上しております。

次に、歳出予算の229ページをお願いいたします。3款後期高齢者医療広域連合納付金は7,087万3,000円で、保険料納付分と保険基盤安定化に係る県、町の負担分の合計額を計上しており、前年度より793万8,000円増額となっております。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三輪 正） ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時17分）

○議長（三輪 正） 会議を開きます。

（午後 2時25分）

○議長（三輪 正） 次に、議案第30号から議案第32号について、建設課長。

○建設課長（小崎一博） では、議案第30号、宅造会計について補足説明をさせていただきます。

241ページをお願いいたします。1款1項1目住宅団地管理費の17節備品購入費に、やまや団地第2期分としてステンレスごみ箱2台の購入費を計上しております。

2目住宅団地事業費の12節委託料で、チラシの印刷費、雑誌広告として27万円を計上しております。

歳入では、2区画分の分譲収入を見込んでおります。

宅造会計は以上でございます。

続きまして、企業会計、簡易水道会計につきまして説明させていただきます。企業会計予算ですが、地方公営企業法や施行令に基づき設置いたしまして、企業会計原則により経理を実施いたします。現金収入の前に、水道検針により使用料が確定した時点で利益を計上し、現金支出の前に請求書を受領した時点で支出費用を計上いたします。こういった発生主義で行いますので、人件費、例えば消費税の納税など令和6年度に支出しない現金も予算化しております。消費税を例に取ります

と、令和6年度事業分の納税は令和7年6月、令和7年度に支出いたしますが、令和6年度の営業でございますので、令和6年度予算に計上しております。現金ではない予算もございまして、浄水場などの有形資産を建設した場合、現金は建設年度で支出されますが、翌年度以降に収益に役立つ施設ですので、一旦資産として計上して、耐用年数の期間に順次支出費用といいますか、減価償却費として計上していきます。また、この減価償却費に伴う収入財源として、建設の際の補助金などを償還期間内に収入として計上しております。こういった現金でない費用も計上しております。

企業会計予算書1ページをお願いいたします。第2条で業務予定量を示しております。

第3条で収益的収入及び支出、第4条は資本的収入及び支出でございます。収益的予算を3条予算、資本的予算を4条予算と呼んでおります。

4条予算の収支はマイナスであります。それを補填する記載がございます。消費税資本的収支調整額ですけれども、4条予算の中で支払いで仮払いする消費税と収入で借受けする消費税では仮払いが多くなります。その差額分を財源として補填いたします。引継ぎ金は、令和6年度3月末の現金残高に未収金を加え、未払金を引いた特別会計でいうところの前年度繰越金で補填いたします。

次に、損益勘定留保資金ですが、3条予算に減価償却などの現金支出を必要としない費用に現金を充てることによって留保される資金でございます。3条予算の減価償却費で1億1,000万円ほど計上しております。これに対応する収入として繰延収益、長期前受金がございます。繰延収益は、償却資産の建設に伴い、交付される補助金、繰入金などを償却期間に合わせて収益化するものとなっております。

予算書の8ページをお願いいたします。2項営業外収益、4目長期前受金戻入で8,400万円ほどの収入を計上しております。減価償却費、長期前受金戻入とも会計上の数字で現金ではございませんが、その差額2,600万円は現金で3条予算内に計上してございますので、これを損益勘定留保資金として補填いたしますという内容でございます。

2ページをお願いいたします。第5条で起債の限度額、第6条で一時借入金の限度額を定めております。

第7条の予定支出の流用ですが、3条予算内を可能としております。

12、13ページをお願いいたします。3条予算の支出でございます。1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費は、施設の維持管理に係る経費を計上しております。この中で、1目16節委託料の上から4番目の水質検査委託料ですが、昨年の10月頃、厚労省より追加の検査項目が示されましたので、追加いたしまして、前年比18万円ほどの増額となっております。

2目配水及び給水費の同じく16節委託料に水管橋点検業務委託料を新たに計上しております。

14、15ページに移りまして、3目受託工事費、22節、先ほど一般会計で総務課長からも説明ございましたが、工事請負費の消火栓取替工事は西越地区農村環境改善センターの協と前の株式会社良

寛の付近の2基でございます。

4目業務費、5目総係費は、営業に係る事務的経費を計上しております。

23ページに移ります。4条予算の支出でございます。1款1項2目給排水施設費の22節工事請負費です。神条、吉川、小木地区の45年ほど経過している老朽管更新工事を実施いたします。財源として国庫補助金、起債を充当しております。資料の59から61ページに見取図をのせてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

25ページをお願いいたします。期末のキャッシュ・フロー計算書をのせております。予算書では、現金収支と異なる収支を示しておりますので、現金収支の予定をのせてございます。

26、27ページに期末、28、29ページに期首の貸借対照表をのせてございます。

一番最後、33ページでございます。注記事項でございますが、この中の減価償却、これにつきましては定額法を採用しております。

簡水会計は以上でございます。

では、引き続き議案第32号、下水道会計について説明させていただきます。企業会計予算特有の考え方につきましては、今ほどの簡水会計と同様でございます。

予算書43ページをお願いいたします。3条予算の収入でございます。2項営業外収益、4目長期前受金戻入、1節の下から2番目の受贈財産評価額戻入でございますが、これは川東団地内に下水道管を布設してございますが、これは宅造会計で建設したものでございまして、その資産を下水道会計に移管しておりますので、減価償却の財源として計上しております。

5目消費税及び地方消費税還付金でございます。合併浄化槽部門を除きますが、令和6年度事業分を令和7年度で確定申告いたしますと、92万1,000円の還付見込みでございます。現金還付は令和7年度でございますが、令和6年度事業分でございますので、このように計上しております。

飛びましてすみません、51ページをお願いいたします。支出でございますが、2項営業外費用の2目消費税及び地方消費税ですが、合併浄化槽部分の令和6年度事業分で、令和7年度に納付する消費税を5万8,000円と見込んでおります。先ほどの話は還付、今回は納付ということでございますけれども、実際にこれは確定申告は92万1,000円の還付、5万8,000円の納付、これを差し引いた86万3,000円の還付申告を行いますが、区分けして予算化しておりますので、このような計算のやり方というふうになっております。

続きまして、また消費税の予算のお話でございますけれども、3項特別損失、2目その他特別損失、60節その他特別損失でございますが、令和5年度特別会計時点の消費税を令和6年9月に確定申告いたします。その際130万円の納税計算となっておりますので、このように計上しております。

申し訳ありません、戻りまして47ページをお願いいたします。3条予算の支出でございます。1目管渠費、2目処理場費は、それぞれの維持管理に係る経費でございます。

3目総係費は、事務的経費を計上しております。

55ページをお願いいたします。4条予算の支出でございます。1款1項1目管路建設改良費の22節工事請負費でございます。ストックマネジメント対策工事は、突貫下水のマンホールポンプ場4か所の汚水ポンプ6台を更新いたします。財源としては、交付金と起債を充当しております。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（三輪 正） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号から議案第32号までの議案7件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第32号までの議案7件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（三輪 正） お諮りします。

ただいま設置が決定しました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午後 2時39分）

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時41分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（三輪 正） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に高桑佳子議員、副委員長に中野勝正議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

- 議長（三輪 正） 議案第26号から議案第32号まで議案7件は、予算審査特別委員会に付託します。
なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。
-

◎議案第33号 教育委員会教育長の任命について

- 議長（三輪 正） 日程第36、議案第33号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。
この際、しばらく休憩いたします。

（午後 2時42分）

- 議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時43分）

- 議長（三輪 正） 提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第33号につきましてご説明を申し上げます。

現在教育長をお願いしております曾根乗知氏は、令和6年4月1日をもって任期満了となります。
これまでの豊富な教育経験とともに、町教育行政に熟知されております。引き続き教育長をお願いしたく、提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第33号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

(午後 2時45分)

○議長（三輪 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時47分)

◎散会の宣告

○議長（三輪 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 2時47分)